

# 札幌医科大学に遺骨返還を要求

コタンの会は2018年1月26日、札幌医科大学に留め置かれている遺骨(35人分)の地元への返還を求めて、同大学と北海道を提訴しました。浦幌アイヌ協会も同日、地元から持ち去られたままになっている遺骨(一人分)の返還を求めて同大学を提訴しました。

## 札幌医大の説明には矛盾がある

清水裕二さん

原告、コタンの会代表

昨夜(1月25日)のHTB報道によれば、埋蔵文化財指定の遺骨を使ってのことでしよう、札幌医科大学が提供した遺骨を使って、研究者たちがDNAを抽出して検査したとのことです。

「いるだけ」というんでしたら、昨日のTV報道での研究者の「札幌医科大学から(資料としてアイヌ遺骨の)提供を受けて研究した」という発言はおかしすぎる。その点を考えても、今回の提訴の意味があると考えています。

## 私たちの先祖は研究試料なんかじゃない

差さ間ま正し樹まさん

原告、浦幌アイヌ協会会長

札幌医大に収蔵されている私たちの先祖の骨。これはあくまでも私たちの先祖です。その先祖に安らかに、私たちの土地で眠っていただく。これが目的でこの裁判を起こしました。決して研究者のための試料なんかではありません。繰り返しますが、私たちの先祖なんです。そういつたことでこの裁判を起こしました。

## アイヌ遺骨は本当に「埋蔵文化財」なのか

市川守弘弁護士

原告代理人

2012年に始まる一連のアイヌ遺骨返還訴訟では、これまで北海道大学を相手どって裁判を闘ってきたが、今回は札幌医科大学を被告にしたこと、合わせて北海道を被告に入れたことが、従来と違う点です。



昨年5月、私たちが札幌医科大学を訪ねて(p3に関連記事)、いろいろ質問をした時には、「この大学に保管されているアイヌ遺骨は文化財であって、札幌医科大学は(本来の文化財所有者である自治体などに代わって)いわば貸倉庫をしているようなものだ」という言い方だったんですよね。「預かって



Utaspano uoupekare 互いに支え合う 葛野辰次郎『キムスポV』より

北大開示文書研究会  
ニューズレター  
2018年2月16日発行 No.

20

# 札幌医科大学に留め置かれたままのアイヌ遺骨(浦河町、浦幌町分)

No.	部位	性別	推定年齢	個人特定	収蔵時期	目的	出土場所	発掘主体	出土経緯	副葬品	管理番号
1	全身骨	男	成人	否	1962年	研究のための収集	浦河町東栄遺跡 1	三橋公平教授、 ■(静内高校教諭)、 ■(浦河町郷土史研究会)	文化財保護法による届出許可のもとにおこなわれた札幌医科大学主体による発掘調査		AN1
2	全身骨	男	成人	否			浦河町東栄遺跡 2				AN2
3	全身骨	女	子ども	否			浦河町東栄遺跡 3			土器4個	AN3
4	全身骨	女	成人	否			浦河町東栄遺跡 4				AN4
5	全身骨	不明	不明	否			浦河町東栄遺跡 5				AN5
6	全身骨	女	成人	否			浦河町東栄遺跡 6				AN6
7	全身骨	男	成人	否			浦河町東栄遺跡 7			土器2片、キセル1、刀破片	AN7
8	全身骨	男	成人	否			浦河町東栄遺跡 8			瓶の口	AN8
9	全身骨	男	成人	否			浦河町東栄遺跡 9				AN9
10	全身骨	男	成人	否			浦河町東栄遺跡 10			刀1	AN10
11	全身骨	男	成人	否			浦河町東栄遺跡 11				AN11
12	全身骨	女	成人	否			浦河町東栄遺跡 12				AN12
13	頭骨	不明	子ども	否			浦河町東栄遺跡 13				AN13
14	全身骨	男	成人	否			浦河町東栄遺跡 14				AN14
15	全身骨	男	成人	否			浦河町東栄遺跡 15				AN15
16	全身骨	男	成人	否			浦河町東栄遺跡 16				AN16
17	全身骨	男	成人	否			浦河町東栄遺跡 17				AN17
18	全身骨	男	成人	否			浦河町東栄遺跡 18				AN18
19	全身骨	女	浦河町	否			浦河町東栄遺跡 19			着物 鎌1	AN19
20	全身骨	男	成人	否			浦河町東栄遺跡 20			キセル1	AN20
21	全身骨	男	成人	否			浦河町東栄遺跡 21				AN21
22	全身骨	男	成人	否			浦河町東栄遺跡 22				AN22
23	全身骨	男	成人	否			浦河町東栄遺跡 23				AN23
24	頭骨	不明	成人	否			浦河町東栄遺跡 24				AN24
25	頭骨	不明	成人	否			浦河町東栄遺跡 25				AN25
26	全身骨	女	成人	否			浦河町東栄遺跡 26				AN26
27	全身骨	不明	成人	否			浦河町東栄遺跡 27			椀の一部	AN27
28	全身骨	女	成人	否			浦河町東栄遺跡 28				AN28
29	頭骨	不明	成人	否			浦河町東栄遺跡 29				AN29
30	頭骨	不明	成人	否			浦河町東栄遺跡 30				AN30
31	全身骨	女	成人	否			浦河町東栄遺跡 31				AN31
32	全身骨	女	成人	否			浦河町東栄遺跡 32				AN32
33	全身骨	女	成人	否			浦河町東栄遺跡 33			スクレイパー1	AN33
34	全身骨	男	成人	否			浦河町東栄遺跡 34				AN34
35	四肢骨の一部	不明	成人	否	浦河町東栄遺跡		AN35				
36	頭骨	不明	成人	否	1979年	他者からの寄託	浦幌町浦幌町十勝大	地方公共団体以外 工事中の発見	町道拡幅工事の際 出土 浦幌町教育 委員会(後藤秀彦 氏)より移譲		AN252

No.1～35はコタンの会の訴訟請求分、No.36は浦幌アイヌ協会の請求分。文部科学省「大学等におけるアイヌの人の骨の保管状況等に関する調査 調査票(札幌医科大学)」(2013年)に基づいて作成。

今回、なぜ北海道が被告になっているかというところ、(遺骨が)埋蔵文化財あつかいされているからです。市町村が発掘した遺骨で、所有者不明とされているものは、文化財指定を受けたものについては都道府県が所有権を有する、と文化財保護法が規定している、これら遺骨については、北海道がいちおう所有者という形になるのです。

文化財の問題を裁判で取りあげるのは初めてで、論点は大きく二つあります。ひとつは、「本当に埋蔵文化財なのか？」という問題。もうひとつは「仮に埋蔵文化財だったとしても、地元のアイヌの集団に返すべきものは返さない」ということです。

埋蔵文化財(の指定を受けたアイヌ遺骨)については、今後も研究対象にされる可能性が極めて高いので、ここで返還をしっかりと勝ち取ることに大きな意義があると思っています。

また浦幌アイヌ協会が返還を求めている遺骨は、浦幌町から札幌医科大学に「寄贈」「譲渡」という形で渡っていたものです。従来、大学はこれをアイヌ遺骨とみなしてナンバーもふり(上の表中「AN252」)、文科省にも保管アイヌ遺骨として届け出ているものですが、昨年、浦幌アイヌ協会から札幌医科大学に対して「浦幌町に返還してください」と申し入れたところ、大学側は急に「これはアイヌ遺骨ではない」と言い出して、浦幌町への返還を拒否しました。そこで今回の訴えに至りました。こちらは埋蔵文化財指定はされていないので、札幌医科大学だけが被告です。

(提訴後の原告共同記者会見の記録から抜粋。北大開示文書研究会ウェブサイトで全文を公開しています。)

# 収蔵アイヌ遺骨の損傷を 許した札幌医科大学は謝罪を

北大開示文書研究会とコタンの会、また大学に留め置かれたアイヌ遺骨のふるさとへの帰還を求めるアイヌ有志たちが2017年5月、札幌医科大学を訪れて公開質問書を届けました。同大学からの回答、それに対する再要望書とともに掲載します。(北大開示文書研究会のウェブサイトで全文を公開しています)



2/16 札幌出前講座 LINKER

## 奪われたアイヌ遺骨 その研究の過去と現在 東京大学・札幌医科大学のケース

### 札幌医科大学に対する質問書 2017年5月16日づけ

北大開示文書研究会  
コタンの会

小川隆吉(遺骨返還訴訟原告)

木村二三夫(平取アイヌ協会員)

土橋芳美(『痛みへのペンリウク』著者)

私共は全国各地に所蔵されているアイヌ遺骨が一日も早く地元コタンへ帰還されることをめざして、今日まで活動してまいりました。

新聞報道によりまずと、現在、北海道大学をはじめとする全国の研究機関などに1676体のアイヌ遺骨が所蔵され、そのうち、札幌医科大学には294体の遺骨が所蔵されている(17年4月20日付北海道新聞) いると聞き及んでおります。

戦前から戦後にかけて、北海道、旧樺太、千島などで発掘され、持ち去られたアイヌ遺骨は人類学者などの研究材料とされ、故郷の土を離れて大学の中に置かれ、長く彷徨い続けてきたのであります。私共は、これ以上、アイヌの遺骨が無断で研究材料として扱われることがあってはならないと強く考えています。すべての遺骨は、発掘されたコタンの土に、安住の地に戻されるべきであり

ます。

しかるに、共同通信社の配信記事(17年2月26日)によれば、国立科学博物館と山梨大学大学院の研究者が2010年以降、貴大学収蔵の約100人分の遺骨からDNAサンプルを採取していたとのことであり、私どもはその報道に強い衝撃を受けております。

100人のアイヌ遺骨のDNAサンプル採取にあたっては、遺骨の個体が損傷を受けたと思われるが、発掘された遺骨の所属するコタンの構成員であるアイヌあるいはその子孫の了解を得たのでしょうか。

発掘された遺骨のコタンに所属するアイヌあるいはその子孫の了解なしに、遺骨を切断し、サンプル調査を行ったとすれば「先住民族の権利に関する国際連合宣言」(07年採択)の精神に反しているのみならず、貴大学が採用しているであろう、人体、人骨などの研究に関する倫理規定にも著しく反するのではないのでしょうか。

貴大学は06年10月に北海道アイヌ協会と「アイヌ人骨の受入・管理・返還等についての覚書」を交わさ

れていますが（下のコラムに全文）、発掘された遺骨のコタンの構成員の了解なしに、「覚書」によって貴大と北海道アイヌ協会がこの度の遺骨の研究に合意したのであれば、不当な合意と言わねばなりません。よって、私たちは札幌医科大学に以下の質問をいたします。

(1) 2010年から始められたとするアイヌ遺骨研究が事実であるなら、その経緯をつまびらかにし、使用された遺骨が、どの場所から大学に持ち込まれたかをお伝えください。

(2) その研究が、発掘されたコタンの構成員あるいはその子孫の了解を得ているなら、その事実をお伝えください。

(3) コタンの構成員あるいはその子孫の了解を得ずに行われたのであれば、研究倫理に悖るのみならず、アイヌの伝統的な宗教的精神を無視した死者への冒瀆ともいわねばならぬ行為であります。貴大学の率直な見解をお聞かせください。

(4) 私たちはすべての収蔵遺骨の一刻も早い地元コタンへの返還・帰還が実現されるべきと考えますが、貴大学の見解をお聞かせください。

## 参考開示文書

### 札幌医科大学保管のアイヌ人骨の受入・管理・返還等についての覚書

人体・人骨に係る研究は、当事者と遺族並びに関係者との合意に基づいて行われ、人間の尊厳に十分な配慮をもって行われるべきものである。札幌医科大学に保管されているアイヌ人骨の受入れ・管理・返還等に関わるこれまでの合意や調査は不十分であったため、アイヌ人骨に関する一切の責任に伴う基本的事項について、北海道ウタリ協会と札幌医科大学の間で、この覚え書きを交わす。

#### 記

1. 札幌医科大学に保管されているアイヌ人骨については、すでに提出した資料の見直しと出自の調査を進め、すみやかに北海道ウタリ協会に報告するものとする。
2. 札幌医科大学にあるアイヌ人骨の保管と供養ならびに研究のあり方については、故人の尊厳とアイヌ民族の誇りを常に意識し、北海道ウタリ協会と札幌医科大学が協議のうえ、双方が合意できる形で進めていくものとする。
3. 今後、札幌医科大学におけるアイヌ人骨の受入・管理・返還その他についての基本方針については、北海道ウタリ協会と札幌医科大学との間で協議をおこなうものとする。
4. 札幌医科大学保管のアイヌ人骨を用いた研究成果は、積極的にアイヌ民族はもとより広く一般に公開し、また将来北海道の医療にたずさわる本学学生等にも北海道の先住民族であるアイヌ民族についての正しい理解に供するよう努めていくものとする。
5. 上記事項ならびにその他の事案が生じた場合は、必要に応じ日本人類学会、関係教育委員会および他の関係者・関係機関とも協議をおこなうものとする。

平成 18 年 10 月 10 日  
北海道ウタリ協会理事長 加藤忠  
札幌医科大学学長 今井浩三

北海道ウタリ協会は2009年（平成21年）4月に北海道アイヌ協会に名称変更。  
2014年4月に公益社団法人北海道アイヌ協会として認定。  
アンダーラインは引用者（北大開示文書研究会）による。

# 奪われたアイヌ遺骨 その研究の過去と現在

東京大学・札幌医科大学のケース

## 質問書に対する回答書 2017年7月7日づけ

北海道公立大学法人 札幌医科大学 理事長・学長 塚本泰司

ご質問にお答えする前に、本学が保管する古人骨の概要についてご説明いたします。

### 1 古人骨収集の経緯等

本学では、昭和34年に医学部解剖学講座が発足して以来、日本列島の先住民、とくにアイヌの起源を解明することを目的として、人類学的研究がおこなわれ、北海道内から出土した縄文時代から近世にかけての古人骨を収集してきました。

現時点において664体の古人骨が本学に保管されており、そのうちアイヌ民族のご遺骨（以下「アイヌ遺骨」といいます。）は、294体です。

アイヌ遺骨の収集に札幌医科大学が直接たずさわったのは、1959年から1962年にかけてであり、当時、制定されて間もない文化財保護法による行政手続きを経て、発掘調査がおこなわれております。

以後は、本学によるアイヌ遺骨の収集を目的とした発掘調査はおこなわれておらず、縄文時代などの先史時代人骨の収集を目的とした学術調査をおこなってきました。

近年に収集されたアイヌ遺骨の大部分は、各自治体の教育委員会による道内各地の遺跡の発掘調査において出土した法的手続きに則った人骨（以下「遺跡人骨」といいます。）であり、発掘当事者であるとともに埋蔵文化財法に基づく遺跡人骨の所有者である各自治体の教育委員会から本学に保管を依頼され、寄託手続きをおこなったうえで保管しているものです。

### 2 本学が所蔵する古人骨の内訳

（平成29年6月末現在）

縄文時代人（約5000年前～2300年前）	211体
続縄文時代人（約2300年前～7世紀）	61体
擦文時代人（8世紀～12世紀）	15体
オホーツク文化期人（5世紀～11世紀）	83体
近世アイヌ	294体

### 3 アイヌ遺骨の収集経過（平成29年6月末現在）

個人からの献骨（身元が明らかでない遺骨。返還手続き中）	4体
遺跡発掘による寄託等（身元が明らかでない遺骨）	210体
工事中発見による移譲等（同）	80体

ご質問のありましたことについて、次のとおり回答いたします。

- ご質問の研究は、国立科学博物館 篠田謙一氏と山梨大学 安達登氏（以下「当事者」といいます。）が研究主体となりおこなわれたものであり、本学は、研究主体または共同研究のいずれにもなっておりません。なお、研究に使用されましたアイヌ遺骨のリストは、当事者から貴研究会あてに郵送していただくよう本学から依頼しております。
- この研究は、発掘調査等による出土品に関して文化庁が定めた「出土品の取扱いに関する指針」などに則り、取り扱われたものと承知しております。
- 上記2の回答と同様です。
- 本学としましては、現在、国において地域への返還等に係る返還プロセスの道筋やあり方が検討されていることを踏まえ、指針等が示された際には、定められた手続き等に則り、対応してまいりたいと考えておりますので、特段のご理解とご協力をたまわりますようお願い申し上げます。

篠田謙一氏(国立科学博物館・人類研究部)から北大開示文書研究会ほか質問者に届いた

# 「DNA解析を行ったアイヌご遺骨」から

(2017年6月16日づけ)

No.	名称	収蔵時期	市町村名	時代	出自元	登録番号	
1	有珠善光寺2遺跡1	2004年	伊達市 計33人	15世紀 ～16世紀		AN-63	
2	有珠善光寺2遺跡2					AN-64	
3	有珠善光寺2遺跡4					AN-66	
4	有珠善光寺2遺跡5					AN-67	
5	有珠善光寺2遺跡6					AN-68	
6	有珠善光寺2遺跡9					AN-71	
7	オヤコツ遺跡1号配石 2号人骨	1992年		1663年以前	伊達市教育委員会	AN-101	
8	オヤコツ遺跡II号配石 3号人骨					AN-219	
9	オヤコツ遺跡1号人骨 (小児・アイヌ墓)(1号墓)			江戸時代			AN-100
10	オヤコツ遺跡2号人骨 (近世アイヌ墓)(2号墓)						AN-102
11	有珠善光寺B遺跡 Aトレンチ1	1967年				AN-113	
12	有珠ボンマ遺跡	1999年				AN-142	
13	有珠4遺跡 GP018				1640年 ～1663年  ※1640年＝ 駒ヶ岳大噴火  ※1663年＝ 有珠山大噴火	伊達市噴火湾 文化研究所	同研究所 所蔵
14	有珠4遺跡 GP020						
15	有珠4遺跡 GP001						
16	有珠4遺跡 GP002						
17	有珠4遺跡 GP003						
18	有珠4遺跡 GP004						
19	有珠4遺跡 GP005						
20	有珠4遺跡 GP006						
21	有珠4遺跡 GP007						
22	有珠4遺跡 GP008						
23	有珠4遺跡 GP009						
24	有珠4遺跡 GP010						
25	有珠4遺跡 GP011						
26	有珠4遺跡 GP012						
27	有珠4遺跡 GP013						
28	有珠4遺跡 GP015						
29	有珠4遺跡 GP016						
30	有珠4遺跡 GP017						
31	有珠4遺跡 GP022						
32	有珠4遺跡 GP023						
33	向有珠2号				1663年以前		AN-134
34	東栄遺跡1	1962年	浦河町 計32人	江戸時代	札幌医科大学による 発掘調査	AN-1	
35	東栄遺跡2					AN-2	
36	東栄遺跡3					AN-3	
37	東栄遺跡4					AN-4	
38	東栄遺跡6					AN-6	
39	東栄遺跡7					AN-7	
40	東栄遺跡8					AN-8	
41	東栄遺跡9					AN-9	
42	東栄遺跡10					AN-10	
43	東栄遺跡11					AN-11	
44	東栄遺跡12					AN-12	
45	東栄遺跡14					AN-14	
46	東栄遺跡15					AN-15	
47	東栄遺跡16					AN-16	
48	東栄遺跡17					AN-17	
49	東栄遺跡18					AN-18	
50	東栄遺跡19					AN-19	
51	東栄遺跡20					AN-20	
52	東栄遺跡21					AN-21	
53	東栄遺跡22					AN-22	
54	東栄遺跡23					AN-23	
55	東栄遺跡24					AN-24	
56	東栄遺跡26					AN-26	
57	東栄遺跡27					AN-27	
58	東栄遺跡28					AN-28	
59	東栄遺跡29					AN-29	
60	東栄遺跡30					AN-30	
61	東栄遺跡31					AN-31	
62	東栄遺跡32					AN-32	
63	東栄遺跡33					AN-33	
64	東栄遺跡34					AN-34	
65	東栄遺跡 Noなし					AN-35	

p6～p7のテーブルは、篠田氏から届けられたオリジナルリストの順列を遺骨収集地ごとにまとめて再整理し、通し番号を振り直したものです。「収蔵時期」は文部科学省「大学等におけるアイヌの人骨の保管状況等に関する調査 調査票（札幌医科大学）」（2013年）に基づいて追記しました。

北大開示文書研究会

No.	名称	収蔵時期	市町村名	時代	出自元	登録番号
66	末広遺跡 IP-1	1980年	千歳市 計11人	江戸時代	千歳市教育委員会	AN-165
67	末広遺跡 IP-14					AN-166
68	末広遺跡 IP-30A					AN-168
69	末広遺跡 IP-30B					AN-169
70	末広遺跡 SU80 IP-114					AN-176
71	末広遺跡 SU84 IP-140					AN-178
72	末広遺跡 IP-3					AN-187
73	末広遺跡 SU80 IP-74					AN-193
74	末広遺跡 SU81 IP-125					AN-204
75	末広遺跡 84 IP-125					AN-205
76	末広遺跡 80 IP-52(29)	AN-206				
77	虻田町アイヌ人骨 -1	1993年	虻田町 計6人	虻田町教育委員会	AN-109	
78	虻田町アイヌ人骨 -2				AN-110	
79	虻田町アイヌ人骨 -3				AN-111	
80	虻田アイヌ	1967年			AN-116	
81	虻田町旭町アイヌ期人骨	1993年			AN-131	
82	虻田町アイヌ人骨 -4 本町松よし旅館				AN-263	
83	寿都朱太川右岸	1965年	寿都町 計5人	江戸時代	寿都町教育委員会	AN-95
84	樽岸アイヌ	1967年				AN-228
85	樽岸アイヌ No.1					AN-234
86	樽岸アイヌ ?No.2	1966年			樽岸小中学校 寿都町教育委員会	AN-236
87	寿都朱太川墓地				AN-245	
88	平取桜井遺跡 (GP1)	1998年	平取町 計4人	平取町教育委員会	AN-106	
89	平取桜井遺跡 (GP2)				AN-108	
90	オパウシナイ遺跡 1GP-2	1996年			AN-150	
91	平取町ビバウシ遺跡	1992年			AN-286	
92	元室蘭アイヌ No.2	1967年	室蘭市	室蘭市教育委員会	AN-119	
93	元室蘭アイヌ No.3				AN-120	
94	斜里町オンネベツ遺跡 Pit14 近世アイヌ人骨	1992年	斜里町	斜里町教育委員会	AN-105	
95	斜里・オシャマツ川遺跡	1994年			AN-132	
96	神恵内 1号人骨	1970年	神恵内村	小樽市博物館	AN-232	
97	神恵内①号				AN-257	
98	泊岸遺跡	1999年	稚内市	稚内市教育委員会	AN-262	
99	泊岸遺跡	2008年			AN-302	
100	島牧村栄磯	1987年	島牧村	島牧村教育委員会	AN-249	
101	島牧村栄磯	1987年			AN-256	
102	山崎人骨 (八雲町)	1960年代	八雲町	八雲高校 八雲町教育委員会	AN-135	
103	八雲ユース C-3				八雲町教育委員会	AN-243
104	香深井遺跡	1997年		稚内市教育委員会	AN-112	
105	浜中 2遺跡 (礼文町) (HM-2 地点) 1号人骨	1992年	礼文町	筑波大学	AN-268	
106	阿寒アイヌ 1	1961年	阿寒町	研究団体 (北地文化研究会)	AN-146	
107	トコロチャシ遺跡	2008年	常呂町	東京大学	AN-300	
108	共和町堀株	2003年	共和町	泊村教育委員会	AN-287	
109	大狩部遺跡	1960年	新冠町	札幌医科大学による 発掘調査	AN-210	
110	国縫	1960年代	長万部町	長万部教育委員会	AN-117	
111	苫小牧市静川 22遺跡	1982年	苫小牧市	苫小牧市 埋蔵文化財センター	AN-226	
112	堀株 1遺跡 pit1	2003年	泊村	泊村教育委員会	AN-73	
113	北檜山郡太櫓小	1979年	北檜山町	北檜山町教育委員会	AN-255	
114	内淵 No.4	1961年	名寄市	名寄高校 名寄市教育委員会	AN-126	
115	紋別市柳沢遺跡	1974年	紋別市	紋別市教育委員会	AN-208	

Noboru Adachi, Tsuneo Kakuda, Ryohei Takahashi, Hideaki Kanzawa-Kiriyama, Ken-ichi Shinoda ; Ethnic derivation of the Ainu inferred from ancient mitochondrial DNA data ; American Journal of Physical Anthropology, Volume 165, Issue 1, January 2018, Pages 139-148

<http://onlinelibrary.wiley.com/doi/10.1002/ajpa.23338/full>

札幌医科大学などが所蔵するアイヌ遺骨を利用した安達登氏、篠田謙一氏は2017年10月、国際学会誌に、「古代ミトコンドリアDNAデータから推定されるアイヌの民族的由来」と題する研究論文を発表しました。

2/16 札幌出前講座 LINKER

奪われたアイヌ遺骨

その研究の過去と現在

東京大学・札幌医科大学のケース

# 管理遺骨への責任を自覚してください

## 要望および遺骨返還について 2017年8月17日づけ

北大開示文書研究会

コタンの会

小川隆吉（遺骨返還訴訟原告）

木村二三夫（平取アイヌ協会員）

土橋芳美（『痛みへのペンリウク』著者）

当方からの質問書（5月16日付け）に対する、貴大学理事長・学長塚本泰司様からの回答書（7月7日付け）を受け取りました。北大開示文書研究会および質問書に明記されたメンバーによる貴大学からの回答書の検討に基づいて、以下の要望書を差し上げることといたしました。

①私共が指摘した研究に関して、国立科学博物館 篠田謙一氏、山梨大学 安達登氏が研究主体であり、札幌医科大学は関わっていないとの回答です。しかしながら、使用されたアイヌ人骨115体のうち、少なくとも33体は貴大学が発掘調査し、保管してきた人骨であり、遺骨の管理責任は全面的に貴大学にあると判断されます。他の遺骨は他大学および教育委員会、博物館などから

の寄託などと推定されますが、寄託を受けた場合であっても、受寄者は保管義務を負うものであり、有償、無償にかかわらず、自己の財産と同一あるいはそれ以上の管理義務を免れないと判断されます。したがって、今回の研究に関するアイヌ人骨のDNAサンプル採取による人骨の損傷に関して、貴大学の遺骨への管理責任は免れないといわねばなりません。先住民遺骨発掘に関して、発掘時に適法であったかどうかを問われるのではなく、適法、違法にかかわらず、発掘された遺骨のコタンの構成員の了解を得ずに持ち帰ったなら、発掘した関係者及び関係機関の責任は免れないといえます。

②研究は文化庁が定めた「出土品の取り扱いに関する指針」に則って行われたとの回答ですが、文化庁の指針による出土品にアイヌ人骨が相当すると判断するのは到底承服できないものであります。発掘された遺骨のほとんどが江戸時代の遺骨と記されていますが、その時代はアイヌ

コタンが最も活発に活動していた時代であり、遺骨の所屬が発掘されたコタンにあることは明瞭であります。その時代に埋葬された遺骨を文化財の一部や古人骨と判断することは許されるものではありません。ドイツから返還された遺骨も138年前の発掘であります。現在も発掘された遺骨のコタンの構成員あるいはその子孫が同一の土地に在住しています。その人々の存在を無視して遺骨を一方的に損傷した責任は、研究者はもちろん、遺骨を管理する大学、寄託した教育委員会なども到底免れないでしょう。

③貴大学は「国に置いて地域への返還等に関する返還プロセスに筋道やありかたが検討されていることを踏まえ」対応してゆくとの回答ですが、251体の遺骨を所有あるいは寄託されている大学として、政府の方針を待つまでもなく、積極的に地域への遺骨返還に取り組むべきではないでしょうか。遺骨の帰るべき場所が発掘されたコタンであり、コタ

ンのアイヌ墓地であります。遺骨の返還と再埋葬は、政府の方針を待つまでもなく、司法の判断もあつて、各地で進められています。無断で遺骨を持ち去られたアイヌとその子孫の屈辱の思いを顧みながら、当該するコタンの子孫に対して、遺骨の損傷を許したことを謝罪するとともに、貴大学が所有、管理する遺骨への責任を自覚し、率先して遺骨返還に取り組まれますよう、強く要望します。



Utaspano uoupekare 互いに支え合う 葛野辰次郎『キムスボV』より  
北大開示文書研究会ニュースレター No.20 2018年2月16日  
編集・発行 北大開示文書研究会  
共同代表 清水裕二、殿平善彦  
事務局 〒077-0032 北海道留萌市宮園町3-39-8（三浦忠雄方）  
FAX 0164-43-0128 <http://hmjk.world.coocan.jp>  
ロゴデザイン 浅野由美子 写真提供 平田剛士